

第61号議案

芦屋市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成22年9月7日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

留守家庭児童会の開会時間を延長するとともに、延長に係る育成料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例

芦屋市留守家庭児童会条例（平成15年芦屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

2 育成料の額は、児童1人につき月額8,000円とする。ただし、次の各号に掲げる育成を希望する場合は、それぞれ当該各号に掲げる額を加算する。

- (1) 土曜日の育成 児童1人につき月額1,600円
- (2) 時間を延長しての育成 児童1人につき月額3,000円

附 則

この条例は、平成22年11月1日から施行する。

参 照

芦屋市留守家庭児童会条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

留守家庭児童会の開会時間を延長するとともに、延長に係る育成料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

留守家庭児童会において、時間を延長しての育成を希望する場合は、児童1人につき月額8,000円の育成料に月額3,000円を加算する。(第6条関係)

3 施行期日

平成22年11月1日